

静岡県人事委員会は、通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則7-1274

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-34）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額）</p> <p>第8条の2 給与条例第11条第3項、教職員給与条例第12条第3項及び警察職員給与条例第11条の2第3項（静岡県職員の育児休業等に関する条例（平成4年静岡県条例第7号）第15条第1項（同条例第21条において準用する場合を含む。）又は第23条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の人事委員会規則で定める職員は、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員とし、同項の人事委員会規則で定める割合は、100分の50とする。</p>	<p>（定年前再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額）</p> <p>第8条の2 給与条例第11条第3項、教職員給与条例第12条第3項及び警察職員給与条例第11条の2第3項（静岡県職員の育児休業等に関する条例（平成4年静岡県条例第7号）第15条第1項（同条例第21条において準用する場合を含む。）<u>若しくは第23条第1項又は静岡県職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年静岡県条例第41号）第3条第2項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の人事委員会規則で定める職員は、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員とし、同項の人事委員会規則で定める割合は、100分の50とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

次の表に掲げる様式の改正前の項に掲げる字句をそれぞれ対応する改正後の項に掲げる字句に改める。

別表第1	改正前	9 「通勤所要回数（回）」には、再任用短時間勤務職員の平均1か月当たりの通勤所要回数を記入するものとする。
	改正後	9 「通勤所要回数（回）」には、定年前再任用短時間勤務職員等の平均1か月当たりの通勤所要回数を記入するものとする。
別表第2	改正前	5 「駐車場等の利用料金」欄には、契約月数及び契約金額、「契約期間」欄には契約書等に記載されている期間（〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで）を記入するものとする。
	改正後	5 「駐車場等の利用料金」欄には、契約月数及び契約金額、「契約期間」欄には契約書等に記載されている期間（〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで）を記入するものとする。 6 「通勤経路の略図等（経路は朱線又は太線等で記入すること。）」欄の記入は、通勤経路を記入した地図の写しを添付することにより、省略することができるものとする。
	改正前	通勤経路の略図（経路朱線）等
	改正後	通勤経路の略図等（経路は朱線又は太線等で記入すること。）」

附 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の通勤手当に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の様式により提出され、作成されている届出書等は、改正後の通勤手当に関する規則の相当する様式により提出され、作成された届出書等とみなす。
- この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。